

令和5年度 外国商標出願費用助成金 【募集要項】

○お急ぎの方向けのインデックス

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 助成金の要件に当てはまるか確認したい | → 1 頁の「1 簡易要件確認」へ |
| 助成内容を確認したい | → 3 頁の「4 助成内容」へ |
| 助成対象経費を確認したい | → 5 頁の「7 助成対象経費」へ |
| 申請要件を確認したい | → 7 頁の「8 申請要件」へ |
| 申請書類を確認したい | → 20 頁の「巻末1 申請時に提出する書類」へ |
| 交付決定後の流れを確認したい | → 12 頁の「12 交付決定後の流れ」へ |
| 実績報告時に必要な書類を確認したい | → 13 頁の「14 報告書類」へ |

○申請書類の取得方法（下記URLより、申請書類をダウンロードしてください。）

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/shohyo/index.html>

【第1回】

○申請書類提出エントリー期間（※期間内の事前エントリーは必須です。）

令和5年4月24日（月）～5月10日（水）17時まで

○申請書類提出期間

令和5年4月24日（月）～5月16日（火）17時必着

【第2回】

○申請書類提出エントリー期間（※期間内の事前エントリーは必須です。）

令和5年9月4日（月）～9月15日（金）17時まで

○申請書類提出期間

令和5年9月4日（月）～9月21日（木）17時必着



公益財団 東京都中小企業振興公社

事業戦略部 東京都知的財産総合センター

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

TEL：03-3832-3656 e-mail：chizai@tokyo-kosha.or.jp

URL：<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/index.html>

【目次】

1 簡易要件確認	1
2 用語説明	2
3 目的	3
4 助成内容	3
5 書類提出予約から交付決定までの流れ	3
6 申請における留意事項	4
7 助成対象経費	5
8 申請要件	7
9 申請	9
10 審査	11
11 交付決定	11
12 交付決定後の流れ	12
13 助成事業の経理	13
14 報告書類	13
15 事業計画の変更・中止	15
16 助成事業完了後の注意事項	15
17 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還	16
18 知的財産に関する無料相談について	17
補足 よくあるご質問	18
巻末1 申請時に提出する書類	20
巻末2 採択後に提出する書類サンプル	37

=申込者情報のお取り扱いについて=

1 利用目的

(1)当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

(2)経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的 ア 当公社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段 電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/>)より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。

1 簡易要件確認

(1) 申請要件

→詳細は7頁「8 申請要件」を参照

○令和5年4月1日以前に設立（設立登記又は開業届出）し、実質的に事業を行っている東京都内の中小企業者等ですか？

対象とならない例

- ・令和5年4月2日以降に設立
- ・客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていないもの
- ・都内に登記簿上の本店又は支店がない中小企業者
- ・大企業、医療法人、学校法人、宗教法人等

はい↓

(2) 助成内容

→詳細は3頁「4 助成内容」を参照

○助成金申請を検討している商標出願は外国への出願ですか？
(複数国への出願は可)

対象とならない例

- ・日本国内への出願若しくは国内移行

はい↓

○助成金申請者が出願人に含まれる出願ですか？

対象とならない例

- ・助成金申請者が出願人に含まれない出願

はい↓

【共同出願の場合のみ】
○権利の持分及び外国出願の費用負担割合が記載された共同出願契約書（案でも可）を提出できますか？

対象とならない例

- ・共同出願契約書が未提出
- ・権利の持分及び外国出願の費用負担割合が未記載

はい↓

○出願及び先行商標調査の発注又は契約、実施、支払の全ての完了が令和5年4月1日以降ですか？

対象とならない例

- ・令和5年3月31日以前に発注又は契約、実施、支払のいずれかが完了しているもの

はい↓

(3) 助成対象経費

→詳細は5頁「7 助成対象経費」を参照

○助成金の対象となる経費は、外国出願に係る出願及び先行商標調査に要する経費（外国出願するための必要最小限の経費）ですか？

対象とならない例

- ・出願後の経費（中間手続に係る経費、登録料、維持年金等）
- ・手続期限を延長するための経費

はい↓

○助成対象経費の支出者と助成金申請者は同一となりますか？

対象とならない例

- ・助成対象経費の支出者と助成金申請者が異なるもの

はい↓

本助成金の活用をご検討ください。
(※他にも注意点がございますので、必ず次頁以降で詳細をご確認ください。)

2 用語説明

本募集要項に記載されている助成金に関する主な用語の説明は、以下のとおりです。

用語	説明
助成金	予め提出された交付申請書に基づき、東京都知的財産総合センター（以下、「知財センター」という。）が審査を経て、助成金の支払対象とすることやその上限額等を決定し、申請者が申請書の記載内容を実施した後、知財センターによる完了検査を経て、その実施経費の一部について、一括の後払いで支払うもの
申請	助成金に申し込むこと。交付申請も同義
申請者	助成金交付申請書の名称欄に記載される助成金に申請する方
交付	知財センターが助成金を支払うこと
申請事業	申請者が助成金の交付対象として申請する取組（※申請者が営むビジネスそのものではありません。）
助成事業	申請事業のうち、助成金の交付対象とすることを知財センターが決定した事業（※申請者が営むビジネスそのものではありません。）
交付決定	知財センターが申請事業を助成事業として決定すること
助成事業者	知財センターから交付決定を受けた申請者
助成事業に要する経費	申請事業若しくは助成事業に要する、消費税等も含む総支出。総事業費も同義
助成対象経費	助成事業に要する経費のうち、消費税等を除いた助成金の交付対象となる経費
助成対象外経費	助成事業に要する経費のうち、消費税等の助成金の交付対象とならない経費
助成率	助成対象経費のうち助成金として交付される金額を算定するための割合
助成限度額	助成金として交付されうる制度上の最大金額
助成金交付申請額	助成金交付申請書に記載された助成対象経費に助成率を乗じた助成限度額までの金額
助成予定額	助成金交付申請額に基づいて算定された、交付決定時点において助成金として交付されうる最大金額
助成対象期間	助成対象経費とするために、助成事業者が発注又は契約、実施、支払、源泉所得税の納付等の全てを完了しなければならない期間。助成対象経費の算定期間、助成事業実施期間も同義

3 目的

本助成金は、優れた商品やサービスに識別力のある商標を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする東京都内の中小企業者等に対し、外国商標出願に要する経費の一部を助成することによって、中小企業者等の国際競争力の向上、経営基盤の強化を図り、東京の産業を活性化することを目的としています。

4 助成内容

- (1) 助成対象期間（助成事業実施期間）

令和5年4月1日から最長令和6年9月30日まで（1年6か月）

- (2) 助成限度額

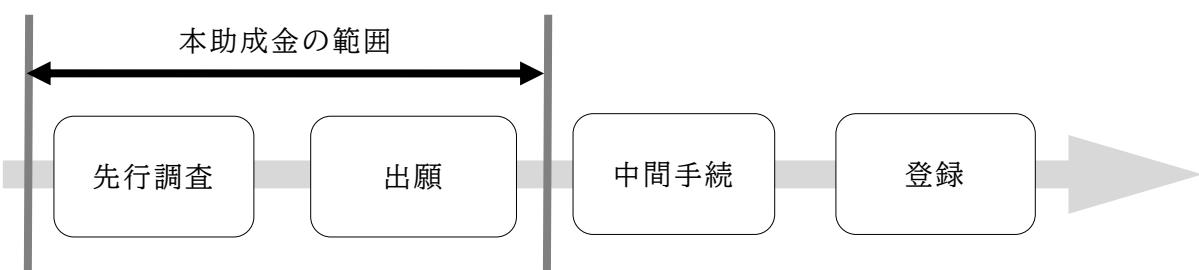
60万円

- (3) 助成率

助成対象と認められる経費の1／2以内

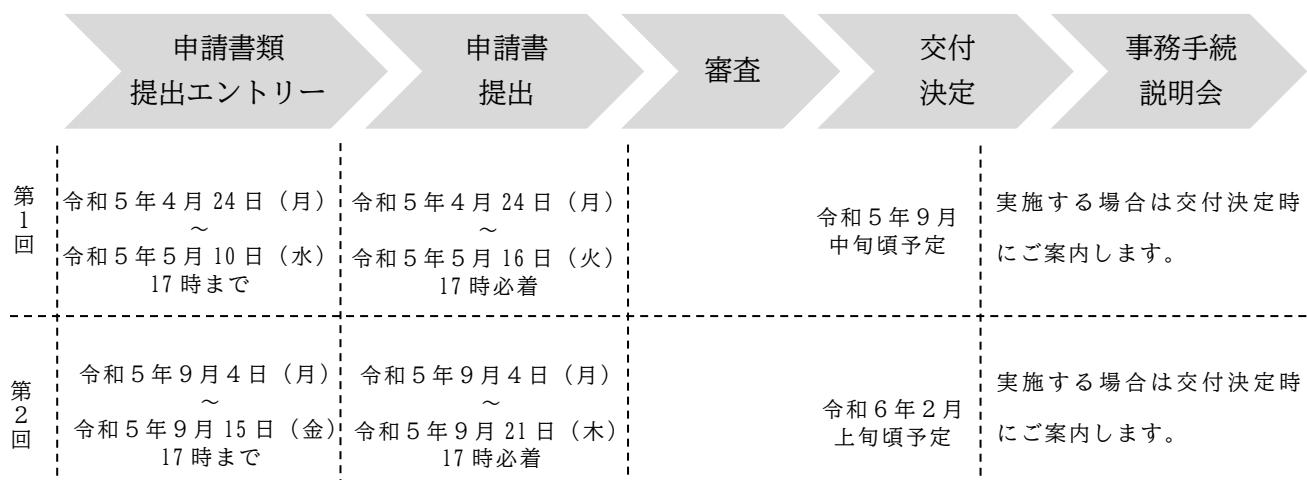
- (4) 助成対象経費

外国への直接出願又はマドリッド協定議定書に基づく商標の国際出願に要する経費の一部（詳細は5頁の「7 助成対象経費」を参照）



5 書類提出予約から交付決定後までの流れ

※日程は予定です。



6 申請における留意事項

(1) 助成対象とならない事業の例

- ア 開業、運転資金など本助成金の目的以外の経費の助成を目的としているもの
- イ 令和6年9月30日までに、完了が見込めないもの
- ウ 公序良俗に反するなど、助成対象の内容について公社が適切ではないと判断するもの

(2) 助成金申請における主な留意事項

- ア 同一年度の交付決定は、一中小企業者等につき一商標とします。ただし、同一商標について商品・役務区分ごとの出願を要する場合、又は類似商標として現地の言葉に置き換えたものを併せて出願する場合は、一商標とみなします。
- イ 共同出願に係る経費については、助成金申請者の費用負担割合に応じて助成予定金の額を決定します。ただし、一件の商標案件に対し60万円を上限とします。また、申請書類提出時に、権利の持分及び外国出願の費用負担割合が記載された共同出願契約書（案でも可）の写しの提出が必要です。なお、申請書類提出時に契約書の案を提出した場合は、実績報告時に契約済の契約書の写しの提出が必要です。
- ウ 助成事業の完了は、助成対象期間内に助成事業者が出願人となる外国への商標出願が完了したことを確認できることが条件になります。
- エ 交付決定の後、実績報告時の関係書類として、支払が確認できる書類（請求書、振込控等）のほか、その履行が確認できる資料（完了報告書類）の提出が必要です（詳細は13頁の「14 報告書類」を参照）。
- オ 助成対象期間中に申請要件を満たさなくなった場合には、助成対象期間内であっても打ち切ることがあります。
- カ 同一の外国商標出願に対して、他の助成金と重複して助成金を受けることはできません。

7 助成対象経費

助成対象経費は、以下（1）～（4）の条件に適合し、「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- (1) 助成事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費
- (2) 助成対象期間内に発注又は契約、実施、支払の全てが完了した経費（源泉所得税も助成対象期間内に納付することが必要）
- (3) 助成事業者自身が代理人又は相手国所管庁等に直接支出したことが確認できる経費
- (4) 助成対象（使途、単価、規模等）が証憑や書類により確認可能であり、かつ、助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費

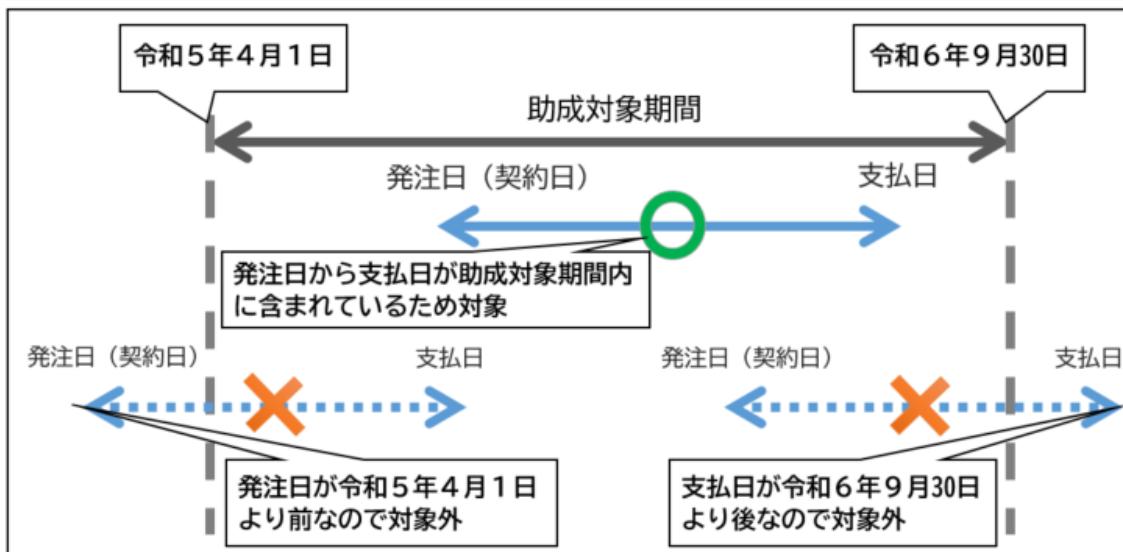
助成対象経費一覧

経費区分	内 容
外国出願手数料	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 直接出願した当該外国（欧州連合（E U I P O）等の機構を含む）の出願手数料<input type="radio"/> 国際出願に係る当該指定外国出願手数料<input type="radio"/> 書類の謄本の交付に係る手数料
代理人費用	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 当該外国出願に係る国内弁理士費用及び現地代理人費用
翻訳料	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 翻訳に要する経費
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 先行商標調査費用 先行商標調査の委託料（当該外国出願に係ることが明らかなものに限る。）<input type="radio"/> 通信費、運送料、振込手数料等 ※ 振込手数料は海外送金に係るもののみが対象となり、国内向けの振込手数料は対象外。また、振込先負担の場合も対象外

<助成対象経費となるない場合の例>

- ア 助成事業に直接関係のない経費
 - イ 帳票類が不備の経費（契約書若しくは注文書・注文請書、完了報告書類、源泉所得税納付時の領収証書、請求書、振込控、通帳等が確認できない場合）
 - ウ 交付申請書に記載されていない事項に関する経費（出願する商標の変更や区分又は出願国への追加の場合等）
 - エ 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費
 - オ 他の取引と相殺して支払が行われている経費
 - カ 現金、他社発行の手形、他社発行の小切手等により支払が行われている経費（原則、申請者口座から振込先口座へ直接振込むこと）
 - キ 支払時に、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
 - ク 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費
 - ケ 共同出願の場合の、共同出願人の間での取引に係る経費
 - コ 国内消費税
 - サ 一般的な市場価格若しくは発注又は契約の内容に対して著しく高額な経費
 - シ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
 - ス 発注又は契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に未完了の経費
 - セ 出願後の経費（中間手続に係る経費、登録料、維持年金等）
 - ソ 手続期限を延長するための経費
 - タ 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費
- ※ その他内容によっては助成対象外となるものもありますので、知財センターへご確認ください。

<助成対象期間と助成対象経費の関係>



8 申請要件

申請に当たっては、次の（1）～（3）の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 中小企業者※¹（会社及び個人事業者）

イ 中小企業団体※²

ウ 一般社団法人及び一般財団法人※³

※1 「中小企業者」とは、次に該当するもので、大企業^{注1}が実質的に経営に参画^{注2}していない者を指します。

業種（日本標準産業分類に基づく）	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

注1 「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者を指します。ただし、次に該当するものは除きます。

- ・中小企業投資育成株
- ・投資事業有限責任組合

注2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合を指します。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

※2 「中小企業団体」とは、中小企業等協同組合法に基づく組合又は中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる団体であって、構成員の半数以上が東京都内の事業所で実質的に事業を行っている^{注3}中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していない者を指します。

注3 「東京都内の事業所で実質的に事業を行っている」とは、東京都内所在を証するために交付申請書に添付する登記簿謄本や開業届けに記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて東京都内に根付く形で事業活動が行われていることを指し、交付申請書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

※3 「一般社団法人及び一般財団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人又は一般財団法人であって、一般社団法人は社員総会における議決権の2分の1以上を東京都内の事業所で実質的に事業を行っている中小企業者が有しており、大企業が実質的に経営に参画していない者、一般財団法人は設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が東京都内の事業所で実質的に事業を行っている中小企業者により拠出されており、大企業が実質的に経営に参画していない者を指します。

(2) 組織形態が、次のア若しくはイのいずれかに該当し、それぞれ（ア）（イ）の条件を満たす者

ア 個人事業者以外の場合

- (ア) 基準日※¹現在で、会社については東京都内に登記簿上の本店又は支店、中小企業団体及び一般社団法人並びに一般財団法人については東京都内に登記簿上の主たる事務所のいずれかがあること
- (イ) 基準日現在で、1年以上、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている、又は、引き続く事業期間が1年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている者

※1 「基準日」は、令和5年4月1日を指します。

イ 個人事業者の場合

- (ア) 基準日現在で、東京都内に開業届出があること
- (イ) 基準日現在で、1年以上、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている、又は、引き続く事業期間が1年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている者

※ 上記のア・イのいずれにおいても、助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であることが必要です。

(3) 次のア～コの全てに該当する者

ア 同一内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。

イ 同一内容で公社が実施する他の助成金に併願申請していないこと。

ウ 事業税等を滞納（分納）していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けており、徴収（納税）猶予許可通知書の写し等を提出することにより猶予の事実が確認できる場合を除く。

※確認に必要な書類の詳細は知財センターまでお問い合わせ下さい

エ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていないこと。

オ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

カ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「活用状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

ク 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

ケ 「東京都暴力団排除条例」（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。

コ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など、公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

9 申請

(1) 申請の流れ

手順	内容
【STEP 1】 交付申請書の取得	<ul style="list-style-type: none">・下記から交付申請書をダウンロードしてください。 [様式ファイルURL] https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/shohyo/documents/shohyo_shinsei.docx[参考：本助成金URL] https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/shohyo/index.html
【STEP 2】 申請書類の作成	<ul style="list-style-type: none">・「申請書記入上の注意点」を参考にして、ダウンロードした交付申請書に必要事項を記載してください。 <p>※申請書類提出前のご相談の予約は随時可能です。</p>
【STEP 3】 申請書類提出エン トリー (事前予約)	<p>以下のとおり、必ず事前にメールにてエントリーをしてください。 (<u>エントリーをせずに申請することはできません</u>)</p> <ul style="list-style-type: none">・送付先メールアドレス：ip-syouthyo@tokyo-kosha.or.jp・送付メールの件名：外商助（申請社名）・送付メールの本文： ①代表者名： ②商標・区分： ※申請書表紙に記載した内容をご記載下さい ③送付予定日： 月 日 ※提出期間内 <p>※エントリーのためのメールです（本メールでは申請受付はしておりません。申請書データ等は添付しないでください）。</p> <p>※件名は外商助とし、その後にカッコ書きで申請社名を記載してください。（個人事業者はカッコ内に個人名を記載してください（屋号は不要）。）</p> <p>※内容欄には上記①～③以外は記載しないでください。</p> <p>※エントリーに使用されたメールアドレスは以降の連絡に使用しますので、交付申請書の「連絡担当者」のメールアドレスから送信して下さい。</p> <p>※エントリーメール受領後1週間以内に返信メールを送信します。返信メールが来ない場合はエントリーできておりませんのでご注意下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書類提出エントリー期間： 【第1回】令和5年4月24日（月）～5月10日（水）17時まで 【第2回】令和5年9月4日（月）～9月15日（金）17時まで

<p>【S T E P 4】</p> <p>申請書類の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 簡易書留、レターパック、宅配便（信書用）等、<u>記録が残る方法により</u>、下記送付先へお送りください。 <p>※「外国商標出願費用助成金申請書類在中」と封筒の表にご記入ください。</p> <p>※持参、普通郵便、FAX、電子メール等によるご提出は、お受け付けいたしません。</p> <p>※申請書類の提出部数にご注意下さい。（19頁にてご確認下さい。）</p> <p>※申請書類に不備、不足等がある場合は、知財センターより修正、追加書類の依頼等の連絡をさせていただくことがあります。</p> <p>※申請書を正式に受理した後、受付完了のご連絡をお送りします。 (公社からの受付完了連絡を以て、「申請書の受理」となります)</p> <ul style="list-style-type: none"> 送付先： <p>〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階 公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 東京都知的財産総合センター 外国商標出願費用助成金担当 宛</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書類提出期間： <p>【第1回】令和5年4月24日（月）～5月16日（火）17時必着 【第2回】令和5年9月4日（月）～9月21日（木）17時必着</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出場所：東京都台東区台東1-3-5反町商事ビル1階
--	---

(2) 提出書類（紙媒体での提出）

- ア 外国商標出願費用助成金交付申請書 3部（正1部・副2部、計3部）
- イ 添付書類（3部、もしくは1部。詳細は19頁の「**巻末1 申請時に提出する書類**」を参照）

(3) 留意事項

- ア 交付申請書は日本語で記載し、A4サイズ・片面印刷でクリップ止めしてください。
- イ 添付書類は原則としてA4サイズとしてください（両面記載可、ホチキス止め不可）。
- ウ 交付申請書及び添付書類の提出後の内容追加や変更はできません。
- エ 提出いただいた交付申請書及び添付書類は、審査の合否に関わらず返却いたしますので、ご了承ください。
- オ 期限内に申請書類提出エントリーされなかった申請書類、または提出期限を過ぎて提出された申請書類は受領せず、廃棄処分とさせていただきますので、ご了承ください。
- ※ 相談・申請等の他、交付決定後の知財センターとの事務連絡・検査等についても、助成金申請者（代表者又は知財担当者）ご本人にご対応いただきます。弁理士事務所

等の代理人による知財センターとの事務連絡・検査等のご対応はご遠慮ください。

10 審査

申請時に提出された書類に基づき審査を行い、助成事業者を決定します。書類審査を原則としますが、必要に応じ面接審査を行う場合があります。

(1) 審査の視点

ア 資格審査

- ・申請要件等

イ 技術審査

- ・出願の動機・目的、商標権取得への意欲
- ・商標の登録可能性
- ・市場性
- ・商標出願後の出願国での事業展開、資金調達の見込み

(2) 審査の留意点

ア 審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますので、予めご了承ください。

イ 「商標の登録可能性」に係る審査は、先行商標調査が不十分な場合、不利になります。登録可能性をよくご検討ください。

ウ 審査の結果、助成金交付申請額と助成予定額が異なる場合があります。

11 交付決定

(1) 助成金の交付決定

助成金の交付決定とは、提出された交付申請書に記載の申請内容について審査の結果、助成事業とすること及び助成予定額を決定したもので、助成金申請者に助成金交付決定通知書（以下、「決定通知書」という。）により通知するものです。助成金の交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

(2) 助成対象期間（助成事業実施期間）

助成事業の実施に当たっては、申請内容及び決定通知書記載の内容に沿って令和5年4月1日から令和6年9月30日までの間に必ず完了させてください。助成対象となる経費は、この期間に代理人等への発注又は契約、実施、支払の全てが完了した経費です。また、外国への出願の完了が確認できない場合、助成金は交付されません。

(3) 助成予定額

助成予定額は交付金額の上限額を示し、最終的な交付金額は、完了検査後の査定によって確定され、助成金確定通知書により通知します。査定の結果、助成予定額から減額になることがあります。

(4) 事業遂行に関するご相談

外国出願や侵害対応等に精通した専門の相談員が貴社を訪問し、現在の進捗や今後の対応方針についてヒアリングをさせていただくことがあります。また、合わせて、無料

の相談にも応じています。

12 交付決定後の流れ

(1) 実績報告（詳細は 13 頁の「14 報告書類」を参照）

助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書と、代理人等への発注又は契約、実施、支払の全てが助成対象期間内に完了したことの確認に必要な帳票類の写しを紙媒体により提出していただきます（完了後 15 日以内）。

なお、交付決定時点で既に助成事業が完了している場合の実績報告書等の提出は、完了後 15 日以内に限りません。

(2) 完了検査

提出された実績報告書と帳票類の写しに基づき、実績報告書に記載いただく検査の実施希望場所（原則、実質的に事業を行っている東京都内の事業所）又は公社が指定する場所で完了検査を実施します。内容は、助成対象期間内に助成事業者が出願人となる外国への商標出願が完了したことの確認、支払が完了した経費についての確認（証拠書類などの実物との原本照合）等となります。

訪問日は、担当職員からご連絡の上、決定させていただきます。

(3) 助成金の額の確定

完了検査後、助成事業が適正に行われたと認められたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知します。助成金の確定額は、実際に要した助成対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額と助成予定額のいずれか低い額となります。ただし、千円未満の端数があるときは切り捨てとなります。また、助成対象外経費は除外されます。

なお、共同出願に係る経費については、助成事業者の費用負担割合に応じて助成予定額を決定します。ただし、一件の商標案件に対し 60 万円を上限とします。

(4) 助成金の請求及び支払

助成金額の確定通知を受けた後、助成金請求書及び印鑑証明書（発行から 3 か月以内のもの 1 通）を提出していただきます。請求書には印鑑証明書と同じ印を押印していただきます。助成金は請求書が提出された後、指定の銀行口座へお振込いたします。

なお、助成金は一括の後払いです。

13 助成事業の経理

(1) 経理処理及び帳票類の整理

助成事業に係る経理処理については、他の事業と区別して収支を記録するとともに、支出その他関係書類は整理して保管していただきます。

(2) 経費の支払方法

助成事業に係る経費の支払は、金融機関による振込払い（申請者口座から振込先口座へ直接振込み）を原則とします。なお、下記を全て満たす場合は、クレジットカードによる経費の支払を可能とします。

ア 助成事業者名義のクレジットカードによる支払であること（助成事業者名義ではない法人代表者等の名義のカードによる支払は対象外）

イ 当該経費の決済や付与されたポイントが確認できる月次発行の利用明細書等の写し、通帳等の写しを紙媒体により提出できること

ウ 当該経費支払額の金融機関口座からの引落しが助成対象期間内に完了したことと通帳等の写しにより確認できること

※ 助成対象期間の終了に近い時期における経費の支払は、金融機関による振込払いをおおすすめします。

エ 毎回の支払額を一定として定期的に返済を継続する支払方法ではないこと

14 報告書類

助成事業の実績報告には実績報告書、帳票類の写しの紙媒体での提出が必要になります。

(1) 実績報告書

助成事業実施の経過や実績及び効果、経費の支出明細について記入し、作成していただきます。

(2) 帳票類の写し

帳票類の写しにより、助成事業者が代理人等に業務を依頼したこと、その代理人等が業務を完了したこと、助成事業者がその代理人等に対価を支払ったこと等を確認します。なお、確認に必要な書類の提出を追加でご依頼する場合があります。

帳票類の写し（場合分けされている事項を除き、必要事項を全て満たしていることが必要）

No	帳票	必要事項
1～6 共通事項		<ul style="list-style-type: none">・発信者名及び受信者名並びに日付が明記され、各帳票間において矛盾がないこと・発注又は契約、実施、支払（納税含む）が一貫して助成事業者の名義で行われていること
1～3 共通事項		<ul style="list-style-type: none">・商標・区分・出願国・出願人（助成事業者が含まれていること）が明記されていること
1 契約書		<ul style="list-style-type: none">・注文書・注文請書のセットでも可・内容・単価・数量・支払方法等が明記されたもの

No	帳票	必要事項
1	契約書	<p>・当事者の押印（社判又は代表者印、現地代理人に直接依頼した場合はサインでも可）があるもの ※電話等の口頭によるもの、および電子メールによるもの（国外代理人を除く）は不可</p> <p>※注文書・注文請書の場合は発行権者の自署も可能。ただし、署名の場合は、書類の発行元の連絡先を記載してください</p> <p>（必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります）。</p>
2	完了報告書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先行商標調査、相手国への出願を完了したことが分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査報告書 ・相手国所管庁へ提出した願書（翻訳文）等の出願書類一式 ・代理人等からの完了報告（国内代理人及び現地代理人の全員分） <p>※出願日・出願番号が明記されており、出願の完了がわかること</p> <p>・相手国所管庁発行の受領書（出願に関するもの）</p>
3	請求書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代理人等からの請求書（国内代理人及び現地代理人の全員分） <ul style="list-style-type: none"> ・請求内容（仕様、単価、数量）、請求金額、支払方法（振込先等）、為替レートが明記されていること ・相手方の押印（社判又は代表者印。現地代理人に直接依頼した場合の請求書はサインでも可）があること <p>※押印省略（記名又は自署のみ）も可能。ただし、相手方（双方）の記名（自署）のみの場合は、書類の発行元の連絡先を記載してください（必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書に記載された発信者名と振込先の口座名義が整合していること ・現地代理人からの請求額と整合する請求額が明記されていること（現地代理人が外貨で請求している場合は外貨額も明記されていること） ・現地代理人が外貨で請求している場合は、現地代理人の外貨請求額×為替レートの円換算額と国内代理人が請求している円換算額が整合していること
4	振込控	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットバンキングによる振込の場合： 振込処理完了画面のハードコピー（振込先の口座名・口座番号・日時等の取引履歴が明記されていること）<u>※一定期間で入手できなくなることが多いのでご注意下さい。</u> ○ A T M（現金自動預払機）による振込の場合：振込控 ○ 金融機関の窓口による振込の場合：金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え） <p>※ 助成事業者の名義の口座から振り込まれていること</p> <p>※ 振込先（請求書記載の振込先と整合すること）の口座名義・口座番号・日時・振込金額等が明記されていること</p> <p>※ 現金、他社発行の手形、他社発行の小切手等による振込は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ クレジットカードによる振込の場合： 当該経費の決済や付与されたポイントが確認できる月次発行の利用明細書等の写し <p>※ 助成事業者名義のクレジットカードによる支払であること（助成事業者名義ではない法人代表</p>

No	帳票	必要事項
4	振込控	<p>者等の名義のカードによる支払は対象外)</p> <p>※ 当該経費支払額の金融機関口座からの引落しが助成対象期間内に完了したことを通帳等の写しにより確認できること</p> <p>※ 毎回の支払額を一定として定期的に返済を継続する支払方法ではないこと</p>
5	源泉所得税 納付時の 領収証書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の窓口等による振込の場合：金融機関の領収印のある領収証書 ○ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の場合 「受信通知（納付区分番号通知）」及び所得税徴収高計算書を印刷したもの <p>※ 源泉所得税の納付についても下記 6 を提出すること</p>
6	通帳 又は 当座勘定 照合表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通帳又は当座勘定照合表の実物による場合： <ul style="list-style-type: none"> ・表紙、表紙の裏面、振込金額が明記されているページ（当該取引以外の行は黒塗りで可） ・自社発行の手形・自社発行の小切手にて支払われた場合は、手形・小切手の「耳」 ○ 通帳又は当座勘定照合表の実物によらない場合： <ul style="list-style-type: none"> ・通帳又は当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用している場合は、インターネット等でダウンロード可能な入出金表で、振込金額が明記されていること <p>※ 振込控に記載された振込金額合計と通帳等の振込金額が整合していること</p>

15 事業計画の変更・中止

助成金の交付決定通知を受けた後、次の（1）～（3）に該当する場合は、所定の手続きを行う必要があります。ただし、正当な理由がないと判断された場合は、認められない場合があります。所定の手続きを行わずに変更等を行った場合は、助成対象外となります。

（1） 交付申請書に記載された助成事業の内容を著しく変更しようとするとき

※交付申請書に記載された商標の変更や区分又は出願国の追加等の変更はできません。

※区分又は出願国の削減は事業計画の変更には含まれません。

（2） 助成事業を中止しようとするとき

（3） 代表者等（名称、所在地、代表者名、実印）の変更をしたとき

16 助成事業完了後の注意事項

（1） 知財センター職員による調査

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類等について、完了検査とは別に現地調査を行い、報告を求めることができます。

（2） 活用状況報告書の提出

助成事業者には助成事業の成果の活用に努めていただきます。助成事業の完了した日（助成金確定通知書の日付）の属する会計年度の終了後、その翌年度から3年間、各年度が終了する毎に、助成事業に係る過去1年間の活用状況について、権利化の成否に関わらず、報告書を提出していただきます。

(3) 関係書類の保存

助成事業に関する帳簿及び書類は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

17 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者（以下「助成事業者等」という。）が、次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、助成事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、助成金が既に助成事業者に交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1) 助成事業について交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 助成事業者が偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む）
- (3) 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 助成事業者が東京都内事業所で実質的に事業を行っていると認められないとき。
- (5) 助成事業について申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) 助成事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (7) 助成事業者等が申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。
- (8) 助成事業者等が申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- (9) 助成事業者等が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- (10) 助成事業者等が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると公社が判断したとき。
- (11) その他、助成事業又は助成事業者として不適切と公社が判断したとき。
※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。
※ 不正又は事故を起こした助成事業者、助成事業者による委託先の事業者その他助成事業の関係者については、以後公社が実施する全ての助成金に申請できません。

18 知的財産に関する無料相談について

東京都知的財産総合センターでは、当該助成金申請の有無に関わらず、中小企業の皆様からの知的財産全般に関する相談を無料で行っておりますので、ぜひお気軽にご利用ください。

※特に、助成金を申請する場合は、申請書を郵送する前に一度相談にお越しいただくことをお勧め致します。(事業内容の確認、対象経費の確認、必要書類の確認等)

補足 よくあるご質問

1 申請資格・要件について

- Q 申請要件の中小企業者の定義における、常時使用する従業員数の範囲はどこまでですか？パート等の扱いはどうなるのですか？
- A 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。
- Q 申請要件の中小企業者の定義における、従業員数には、当社から関連会社への出向社員は含まれますか？
- A 出向社員は、出向元の従業員扱いとなるため、含まれます。
- Q 医療法人、学校法人、宗教法人等は申請できますか？
- A 医療法人、学校法人、宗教法人等については、申請していただくことはできません。
- Q 個人事業者とはどのような人を言うのですか？
- A 国税庁の「タックスアンサー」では、同種の行為を反復、継続、独立して行うことを行なう事業と定義しています。従って、個人でこの定義に従う「事業」を営んでいる方を、本助成金においては個人事業者と言います。
- Q 本助成金で申請した商標と同一の商標を対象として、他の公的機関の助成金に併願申請することはできますか？
- A 本助成金で申請した商標と同一の商標を対象として、他の公的機関（JETRO等）の助成金に併願申請することはできます。しかし、同一の商標・同一の区分・同一の出願国を対象として助成金を受けることはできないため、両方に採択された場合は、一方を辞退していただきます。
- Q 過年度に本助成金に採択され、助成金額の確定前ですが、別の商標を対象として新たに助成金申請することはできますか？
- A 過年度とは別の商標であれば、申請できます。また、同一商標でも新たな出願国もしくは区分であれば、申請できます。
- Q 事業税とはどの税金のことですか？また、課税されていない場合はどうすればよいのですか？
- A 事業税とは、事業を営む法人（法人事業税）、個人（個人事業税）に課税される地方税税です。課税されていない場合は、都税事務所にて非課税の証明書が発行されます。なお、個人事業者で、事業税が非課税の方は、税務署発行による所得税納税証明書（その1）の原本が必要です。

Q 決算月の関係で、直近の確定申告書類がまだ完成していないので提出できませんが、確定申告書類の提出はどのようにしたらよいでしょうか？

A 直近の確定申告書類の完成が、助成金申請時に間に合わない場合は、その前の期の確定申告書類を提出してください。

Q 決算月の変更により、決算の対象期間が 12 か月に満たない決算期がありますが、決算報告書の提出はどのようにしたらよいでしょうか？

A 決算の対象期間の合計が 24 か月以上となるように、複数期の決算報告書を提出してください。

2 助成対象について

Q 助成対象期間より前に外国出願が終わっていますが、出願に係る経費は助成対象となりますか？

A 助成対象となる経費は、助成対象期間内に発注又は契約、実施、支払の全てが完了した経費です。従って、助成対象期間より前に発注又は契約、実施、支払のいずれかが完了している場合、出願に係る経費については対象となりません。

Q 商標を共同出願する場合は、助成対象となりますか？

A 助成対象となります。共同出願の内容が明記されている契約書を添付することが必要です。また、助成金申請者の費用負担割合に応じて助成金の額を決定します。

Q 出願人と助成金申請者が異なる場合は、助成対象となりますか？

A 助成対象となるためには、助成金申請者が出願人に含まれる必要があります。助成金申請前に外国出願を実施し、助成金申請者が外国出願における出願人に含まれない場合は、助成金申請者が外国出願における出願人に含まれるように、助成金申請時までに名義変更若しくは持分譲渡の契約若しくは協定を締結すると共に、出願国の所管庁に対して名義変更手続を実施し、助成金申請時にその契約書若しくは協定書の写し及び出願国の所管庁へ提出した名義変更届の写しを必ず添付してください。また、助成金申請前までに助成金申請者ではない方が支払った経費は、助成対象期間内にその経費を助成金申請者が弁償し、必要な帳票類の写しによりその事実が確認できる場合に限り、助成対象となります。

なお、助成金申請前に外国出願を実施していない場合は、助成金申請者が外国出願における出願人に含まれるように出願してください。

Q 日本国への出願は助成対象となりますか？

A 日本国への出願は助成対象となりません。日本国内への出願に対しては、助成制度を設けている区市がありますので、所在地の区市の産業課・経済課・商工課等にご確認ください。

卷末1 申請時に提出する書類

(1) 申請書類一覧 (○印: 提出が必須、△印: 当てはまる場合に提出)

※ 組織形態内に記載されている「団体等」は、中小企業団体、一般社団法人及び一般財団法人を指します。

組織形態			提出部数 【注8】	提出書類 ※書類の中に、日本語以外の言語のものがある場合は、日本語の翻訳文をあわせて添付してください。
会社	個人事業者	団体等		
○	○	○	3	外国商標出願費用助成金交付申請書
○	○	○	3	出願する商標の写し (A4縦)
△	△	△	3	【既に出願している場合 (国内・国外・マドプロ) 出願書類、公開公報若しくは登録公報のうちあるもの全ての写し
△	△	△	3	【先行商標調査を外部委託した場合】 調査報告書 (調査内容、調査結果、類似商標、調査結果に基づく登録可能性に関する弁理士等専門家の見解の全てが記載されたもの) 及び類似商標が存在する場合はその公開公報若しくは登録公報等の写し 【注1】
△	△	△	3	【先行商標調査を申請者自身で実施した場合】 調査した際の資料 (類似と思われる商標が存在する場合その公開公報若しくは登録公報等を含む) の写し 【注1】
△	△	△	3	【共同出願の場合】 権利の持分及び外国出願の費用負担割合が記載された共同出願契約書 (案でも可) の写し
○		○	1	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の原本 ※書類提出日時点で発行後3か月以内
○		○	各1	直近の法人事業税及び法人都民税の納税証明書の原本 (都税事務所発行) 【注2】 ※【未決算の場合】代表者の直近の所得税納税証明書 (その1) の原本 (税務署発行) 及び代表者の直近の住民税納税証明書の原本 (区市町村発行)
△			1	【助成金申請者が子会社の場合】親会社が中小企業であることを証する書類の写し 【注3】
		○	1	定款、名簿、総会の議事録 (助成金交付申請等について議決したもの) のそれぞれの写し 【注4】
	○		1	個人事業の開業届出書の写し ※税務署の受付印のあるもの 【注5】
	○		各1	直近の個人事業税の納税証明書の原本 (都税事務所発行) 及び直近の代表者の住民税納税証明書の原本 (区市町村発行) 【注2】 ※【個人事業税が課税されない場合】代表者の所得税納税証明書 (その1) の原本 (税務署発行)
○	○	○	1	直近2期分の税務署へ提出した確定申告書 (全て) の写し ※税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの ※【個人事業者以外の場合】別表一～十六、決算報告書、法人事業概況説明書、科目内訳書等の全て ※【個人事業者の場合】収支内訳書又は青色申告決算書、貸借対照表等の全て ※【創業2年未満の場合】直近1期分の写しで可 ※【未決算の場合】事業遂行を裏付ける資金保有の状況が分かる書類の写し (残高証明書等)

※ その他審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

例：申請額の根拠を確認するために、見積書のご提出をお願いする、等

- 注1 先行商標調査が不十分な場合、審査が不利になります。登録可能性をよくご検討いただき、調査内容及び調査結果とその結果に基づく登録可能性の見解に関する資料がある場合は、添付書類として必ずご提出ください。
- 注2 新型コロナウイルス感染症の影響を理由に国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写し等をご提出いただきます。（詳細は知財センターまでお問い合わせ下さい）
- 注3 親会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（書類提出日時点で発行後3か月以内のもの）及び社歴書等の親会社の業種と従業員数が確認できる書類の写し
- 注4 名簿の記載事項として、事前に下記をご確認ください。
- ・【中小企業団体の場合】組合員の登記簿上の所在地・資本金・従業員数・大企業が実質的に経営に参画していることの有無が記載されていること（組合員に個人が含まれる場合は、当該個人の開業届出の有無・開業届出上の所在地が記載されていること）
 - ・【一般社団法人の場合】社員の有する議決権・所在地・資本金・従業員数・大企業が実質的に経営に参画していることの有無が記載されていること（社員に個人が含まれる場合は、社員の有する議決権・当該個人の開業届出の有無・開業届出上の所在地が記載されていること）
 - ・【一般財団法人の場合】財産の拠出者の拠出額・所在地・資本金・従業員数・大企業が実質的に経営に参画していることの有無が記載されていること（財産の拠出者に個人が含まれる場合は、当該個人の財産の拠出額・当該個人の開業届出の有無・開業届出上の所在地が記載されていること）
- 注5 個人事業の開業届出書を紛失した場合、税務署で開示請求をして提出済の証明を受けてください（証明書が発行されるまでに数か月を要する場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください）。
- 注6 令和5年度に知財センターが実施する、「外国特許出願費用助成金」、「外国実用新案出願費用助成金」、「外国意匠出願費用助成金」のいずれかに申請済の場合、提出部数が1部の書類については、提出済の書類の内容が直近のもので、変更がない場合に限り、提出を省略することができます。

(2) 申請書類のサンプル

ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

履歴事項全部証明書	
会社法人等番号	○○○○-○○-□□□□□□
商号	株式会社△△△ 株式会社○○○○
本店	東京都××区□□○丁目△△番☆号 東京都○○区△△□丁目XX番○号
公告をする方法	官報に掲載してます。
会社設立の年月日	◆◆年◆月◆日

※現在事項全部証明書は不可

※都内に本店又は支店の登記があること
※支店の場合は、令和5年4月1日以前に支店登記されていること

△△年△月△△日移転
☆☆年☆月☆☆日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(○○法務局管轄)

○○法務局
登記官

登記一郎

▼▼年▼月▼日

※書類提出日時点で発行後3か月以内であること

職印

イ 納税証明書

- ・法人事業税及び法人都民税の納税証明書（都税事務所発行）の例

納 税 (課 稅) 証 明 書

納税義務者又は特別徴収義務者	住所又は所在地	○○区△△□丁目××番○号						
	氏名又は名称	株式会社○○○○						
※未納額がゼロであることを確認								
税目	年度・行為年月 事業年度等	税額・加算金等の区分	納付(納入)すべき額	納付(納入)した額	未納額	法定納付期限等	課税事務所	摘要
法人事業税 ・特別税	○○年○月○日 ～ ○○年○月○日	税額	¥○○,○○○	¥○○,○○○	¥○		××都税事務所	
法人都民税	○○年○月○日 ～ ○○年○月○日	税額	¥○○,○○○	¥○○,○○○	¥○		××都税事務所	
			*****	以下余白	*****			
○○年○月○日 上記の	ます。						東京都××都税事務所長	所長印
					※直近期であることを確認			
					※都税事務所発行であることを確認			
					※納付時の領收証書は不可			
※1枚に事業税と都民税を記載しても可								

- ・所得税納税証明書（その1）（税務署発行）の例

納 税 証 明 書
(その1 納税額等証明用)

住 所 (納税地) 東京都○○区△△□丁目X-X

氏 名 (名 称) ○○ ○○

※その1であることを確認

※その2やその3では不可なので要注意

税 目	申告所得税及復興特別所得税		納付すべき税額 申告額	納付済額	未納税額	法定納期限等
	年度及び区分	更生・決定後の額				
(自) ○○年1月1日 (至) ○○年12月31日 本税	○○,○○○	*****	○○,○○○	○○	○○,○○○	
外原泉徴収税額	○○,○○○	*****				***
	以	下				
(注) 本証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記の通りですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税庁(国税事務所)の調査による更生等により異動を						
税務署発行であることを確認						
※納付時の領收証書は不可						
上記のとおり、相違ないことを証明します。						
○○年○○月○○日						
○○税務署長 ○○ ○○						
印 署 長						
※直近期であることを確認						

・住民税納税証明書（区市町村発行）の例

納 税 証 明 書							
納 税 義 務 者		氏名（名称）	○○ ○○				
		住所（所在）	○○区△△□丁目××番○号				
年 度	税 目	納付すべき税額	納付済税額	未 納 額	満期未到来額	備 考	
○○ □□	個人住民税 (以下余)	○○,○○○円	○○,○○○円	0円	0円	特別徴収につき	
※個人住民税であることを確認							
※未納額が満期未到来額を上回っていないこと確認							
※直近期であることを確認							
※区市町村発行であることを確認 ※納付時の領收証書は不可							
○○区長 △△							
村 区 長 市 印 町							

・個人事業税納税証明書（区市町村発行）の例

納 税 証 明 書							
納 税 義 務 者		氏名（名称）	○○ ○○				
		住所（所在）	○○区△△□丁目××番○号				
年 度	税 目	納付すべき税額	納付済税額	未 納 額	満期未到来額	備 考	
○○ □□	個人事業税 (以下余)	○○,○○○円	○○,○○○円	0円	0円	特別徴収につき	
※個人事業税であることを確認							
※未納額が満期未到来額を上回っていないこと確認							
※直近期であることを確認							
※区市町村発行であることを確認 ※納付時の領收証書は不可							
○○区長 △△							
村 区 長 市 印 町							

ウ 個人事業の開業届出書

税務署受付印	1 0 4 0
個人事業の開業・廃業等届出書	
税務署長	納 稅 地 ○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 - - -) (TEL - - -)
月 日 提出	上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等 納税地以外に、下地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - -) (TEL - - -)
※税務署の受付印があること	
フリガナ 氏 名 生年月日 ○大正 ○昭和 ○平成 个人番号 填 税 月 号	

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分 <small>該当する文字を ○で囲んでください。</small>	開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____								
	事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____								
所得の種類	<input checked="" type="radio"/> 不動産所得・ <input type="radio"/> 山林所得・ <input type="radio"/> 事業(農業)所得【廃業の場合…… <input type="radio"/> 全部・ <input type="radio"/> 一部()】								
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日	平成 年 月 日							
事業所等を新增設、移転、 廃止した場合	新增設、移転後の所在地 移転・廃止前の所在地	(電話) _____							
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 法人納税地	※令和5年4月1日以前に届出されていること 月 日							
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無							
事業の概要 <small>できるだけ具体的に記載します。</small>									
給与等の支払の状況	区分 専従者 使用人 計	従事員数 人 人 人	給与の定め方 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	税額の有無 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	その他参考事項				
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日					
	開業税理士 (TEL - - -)								
税務署整理欄		整 理 番 号	關係部門 連絡	A	B	C	番号確認	身元確認	
		01	通信用紙 交付	通信日付印の年月日	確認印	譲認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他()			

- ・個人事業の開業届出書を紛失した場合、税務署で開示請求をして提出済の証明を受けてください（証明書が発行されるまでに数か月を要する場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください）。

エ 税務署へ提出した確定申告書（個人事業者以外の例）

・電子申告の受信通知の例

受信通知

送信されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	○○税務署
利用者識別番号	○○○○○○○○○○○○○○
氏名又は名称	株式会社○○○○
代表者等氏名	○○ ○○
受付番号	○○○○○○○○○○○○○○
受付日時	○○/○○/○○ ○○:○○:○○
種目	法人税及び地方法人税申告書
事業年度 自	○○年○月○日
事業年度 至	△△年△月△日
税目	法人税
申告の種類	確定
所得金額又は欠損金額	○,○○○,○○○円
差引確定法人税額	○,○○○,○○○円
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	
税目	地方法人税
申告の種類	確定
課税標準法人税額	○,○○○,○○○円
差引確定地方法人税額	○,○○○,○○○円

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用に関するアンケートを実施しておりますのでご協力ください。

・確定申告書別表一の例

 ※税務署の受付印又は電子申告済の旨の記載があること	別表一 <small>(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分</small> <small>平三十一・四・一以後終了事業年</small>																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税</td> <td style="padding: 5px;">申告書 申告書</td> <td style="padding: 5px;">翌年以降 送付を要する 提出の有無</td> <td style="padding: 5px;">通常期開催日 提出定日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">この申告書による法人税額の計算</td> <td style="padding: 5px;">税法第33条 の書面提出有</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">所得金額又は欠損金額 (別表四「(4)」)</td> <td style="width: 15%;">十箇 百万 千 円</td> <td style="width: 15%;">所得金額の額 (別表六一「(3)」)</td> <td style="width: 15%;">十箇 百万 千 円</td> <td style="width: 15%;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">法 人 税 (54) 又は (57)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">出 入 金 の 種 别 等 分</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差 別 法 人 税 額 (2) - (3)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">資 本 金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">利 益 金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">同 上 に 対 する 税 額 (2) + (3) + (4)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">留 保 金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">同 上 に 対 する 税 額 (別表三二「(2)」)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">法 人 税 費 (4) + (5) + (7) + (9)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中 间 申 告 分 の 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差 引 所 得 額 に対する 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中 间 申 告 分 の 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">外 国 税 費 (別表六二「(2)」)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">差引税額/14箇中の場合はその1/</td> </tr> </table>		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税		申告書 申告書	翌年以降 送付を要する 提出の有無	通常期開催日 提出定日	この申告書による法人税額の計算		税法第33条 の書面提出有			所得金額又は欠損金額 (別表四「(4)」)	十箇 百万 千 円	所得金額の額 (別表六一「(3)」)	十箇 百万 千 円	外 国 税 費 (別表六二「(2)」)	法 人 税 (54) 又は (57)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			出 入 金 の 種 别 等 分		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			差 別 法 人 税 額 (2) - (3)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			資 本 金		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			利 益 金		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			同 上 に 対 する 税 額 (2) + (3) + (4)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			留 保 金		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			同 上 に 対 する 税 額 (別表三二「(2)」)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			法 人 税 費 (4) + (5) + (7) + (9)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			中 间 申 告 分 の 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			差 引 所 得 額 に対する 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			中 间 申 告 分 の 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)			差引税額/14箇中の場合はその1/				
事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税		申告書 申告書	翌年以降 送付を要する 提出の有無	通常期開催日 提出定日																																																																													
この申告書による法人税額の計算		税法第33条 の書面提出有																																																																															
所得金額又は欠損金額 (別表四「(4)」)	十箇 百万 千 円	所得金額の額 (別表六一「(3)」)	十箇 百万 千 円	外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																													
法 人 税 (54) 又は (57)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
出 入 金 の 種 别 等 分		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
差 別 法 人 税 額 (2) - (3)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
資 本 金		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
利 益 金		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
同 上 に 対 する 税 額 (2) + (3) + (4)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
留 保 金		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
同 上 に 対 する 税 額 (別表三二「(2)」)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
法 人 税 費 (4) + (5) + (7) + (9)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
中 间 申 告 分 の 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
差 引 所 得 額 に対する 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
中 间 申 告 分 の 法 人 税 費 (10) - (11) - (12) - (13)		外 国 税 費 (別表六二「(2)」)																																																																															
差引税額/14箇中の場合はその1/																																																																																	

・確定申告書別表一次葉の例

別表一 <small>(一) 次葉</small> <small>四・一以後終了事業年度等分</small>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">事 業 年 度 等</td> <td style="padding: 5px;">· ·</td> <td style="padding: 5px;">法 人 名</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 等 の 控 除 額 及 び 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額 等 の 内 計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">法 人 税</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額 (別表十七(三の十二)「3」)</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">11</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">地 方 法 人 税 (外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 「4」と(38)のうち少ない金額)</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">39</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額</td> <td style="text-align: right;">12</td> <td style="text-align: right;">41</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;">法 人 税 額 の 計 算</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">中 小 法 人 等 の 場 合</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">(1) の 金 額 又 は 800 万 円 × $\frac{12}{12}$ 相 当 額 の う ち 少 な い 金 額</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">50</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">0 0 0</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">(50) の 15 % 相 当 額</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">54</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(1) の う ち 年 8 0 0 万 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (1) - (50)</td> <td style="text-align: right;">51</td> <td style="text-align: right;">0 0 0</td> <td style="text-align: right;">(51) の 23.4 % 又 は 23.2 % 相 当 額</td> <td style="text-align: right;">55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">そ せ い の う ち の 場 合</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">所 得 金 額 (50 + 51)</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">52</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">0 0 0</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">法 人 税 額 (50 + 51)</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">56</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">所 得 金 額 (1)</td> <td style="text-align: right;">53</td> <td style="text-align: right;">0 0 0</td> <td style="text-align: right;">法 人 税 額 (53) の 23.4 % 又 は 23.2 % 相 当 額</td> <td style="text-align: right;">57</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;">地 方 法 人 税 額 の 計 算</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (33)</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">58</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">0 0 0</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">(58) の 4.4 % 相 当 額</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">60</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">課 税 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (34)</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">59</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">0 0 0</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(59) の 4.4 % 相 当 額</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">61</td> </tr> </table>	事 業 年 度 等		· ·	法 人 名	外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 等 の 控 除 額 及 び 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額 等 の 内 計				法 人 税	外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額 (別表十七(三の十二)「3」)	11	地 方 法 人 税 (外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 「4」と(38)のうち少ない金額)	39	仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額	12	41	法 人 税 額 の 計 算					中 小 法 人 等 の 場 合	(1) の 金 額 又 は 800 万 円 × $\frac{12}{12}$ 相 当 額 の う ち 少 な い 金 額	50	0 0 0	(50) の 15 % 相 当 額	54	(1) の う ち 年 8 0 0 万 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (1) - (50)	51	0 0 0	(51) の 23.4 % 又 は 23.2 % 相 当 額	55	そ せ い の う ち の 場 合	所 得 金 額 (50 + 51)	52	0 0 0	法 人 税 額 (50 + 51)	56	所 得 金 額 (1)	53	0 0 0	法 人 税 額 (53) の 23.4 % 又 は 23.2 % 相 当 額	57	地 方 法 人 税 額 の 計 算					所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (33)		58	0 0 0	(58) の 4.4 % 相 当 額	60	課 税 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (34)		59	0 0 0	(59) の 4.4 % 相 当 額	61
事 業 年 度 等		· ·	法 人 名																																																										
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 等 の 控 除 額 及 び 仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額 等 の 内 計																																																													
法 人 税	外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額 (別表十七(三の十二)「3」)	11	地 方 法 人 税 (外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 「4」と(38)のうち少ない金額)	39																																																									
	仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額	12		41																																																									
法 人 税 額 の 計 算																																																													
中 小 法 人 等 の 場 合	(1) の 金 額 又 は 800 万 円 × $\frac{12}{12}$ 相 当 額 の う ち 少 な い 金 額	50	0 0 0	(50) の 15 % 相 当 額	54																																																								
	(1) の う ち 年 8 0 0 万 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (1) - (50)	51	0 0 0	(51) の 23.4 % 又 は 23.2 % 相 当 額	55																																																								
そ せ い の う ち の 場 合	所 得 金 額 (50 + 51)	52	0 0 0	法 人 税 額 (50 + 51)	56																																																								
	所 得 金 額 (1)	53	0 0 0	法 人 税 額 (53) の 23.4 % 又 は 23.2 % 相 当 額	57																																																								
地 方 法 人 税 額 の 計 算																																																													
所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (33)		58	0 0 0	(58) の 4.4 % 相 当 額	60																																																								
課 税 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (34)		59	0 0 0	(59) の 4.4 % 相 当 額	61																																																								

・確定申告書別表二の例

同族会社等の判定に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
同族会社の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内		(2)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	
	19と20の上位3順位の株式数又は出資の金額	2			株式数等による判定	12	%
	株式数等による判定	3					
	(2) (1)						
	期末現在の議決権の総数	4	内		(2)の上位1順位の議決権の数	13	
	20と24の上位3順位の議決権の数	5			議決権の数による判定	14	%
	議決権の数による判定	6					
	(15) (4)						
	期末現在の社員の総数	7			(2)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8			社員の数による判定	16	%
※株主の記載があること							
判定割合	の判定割合	10			特定同族会社の判定割合	17	
	(うち最も高い割合)						
判定基準となる株主等の株式数等の明細					判定結果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社
順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者			判定基準となる株主等との統括	株式数又は出資の金額等		
	株式議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名		被支配会社でない法人株主等	その他株主等	
					株式数又は出資の金額	議決権の数	
					19	20	21
							22
					本	人	

・確定申告書別表四の例

所得の金額の計算に関する明細書			事業年度	：	：	法人名	
当期の(1)欄の金額は、(2)欄の金額に(3)欄の本年の金額を加算し、これから(4)欄の金額を減算した額。	区分		総額	基 層 保 持 社 外 流 出			
			①	円	円	円	円
	当期利益又は当期欠損の額	1		②	△	△	
	損金結算をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		③			
	損金結算をした道府県民税及び市町村民税	3					
	損金結算をした納税済未当金	4					
	損金結算をした附帯税(利息税を除く。)及び過誤算税	5					
	減価償却の償却超過額	6					
	役員給与の損金不算入額	7					
	交際費等の損金不算入額	8					
算加額		9					
		10					
	小計	11					
	減価償却超過額の当期認容額	12					
	納税充當金から支出した事業税等の金額	13					
	受取配当等の益金不算入額	14					
	(別表八(一)(13)又は(26)) 外国子会社から受け取る剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)(26))	15					
	受贈益の益金不算入額	16					
	譲り受け物分配に係る益金不算入額	17					
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18					
算減額	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19					
		20					
	小計	21					
	税 (1)+(11)-(2)	22					
	関連者等に係る(1)(2)(3)の損金不算入額 (別表七(一)(2)(25)又は(30))	23					
	超過利子税の損金不算入額 (別表七(二)(3)(10))	24	△				
	税 (20)から(24)までの計	25					
	寄附金の損金不算入額 (別表十(二)(24)又は(40))	26					
	非課税の認定法人の所得の特別控除額 (別表十一(1)(2)(13))	27	△				
	国家扶助特例区棟に係る(1)(2)(3)の所得の特別控除額 (別表十一(2))	28	△				
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)(16)(3))							その他

・確定申告書別表五（一）の例

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書			事業年度	法人名	別表五(一)	
区分	期首現在 利益積立金額	当期の増減			差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③	四・一以後終了事業年度分
		減	増			
	①	②	③			
利益準備金	1	円	円	円	円	
積立金	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					

・確定申告書別表五（二）の例

租税公課の納付状況等に関する明細書			事業年度	法人名	別表五(二)	
税目及び事業年度	期首現在 末納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ⑤+⑥-⑦-⑧-⑨
			①	②	③	
	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
法人税及び 地方法人税	1	円				
	2					
当期分	3	円				
中間定	4					
計	5					
道府県民税	6					
	7					
当期分	8	円				
中間定	9					
計	10					
市町村民税	11					
	12					
当期分	13	円				
中間定	14					
計	15					
事業税	16					
	17					
当期分	18	円				
計	19					

・貸借対照表の例

貸 借 対 照 表			
○○年○月○日現在			
○○○○株式会社		(単位：円)	
資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流動資産】		【 流動負債】	○○,○○○,○○○
現金及び預金	【○○,○○○,○○○】	未 払 金	○,○○○,○○○
売 掛 金	○,○○○,○○○	短 期 借 入 金	○,○○○,○○○
立 替 金	○,○○○,○○○	未 払 法 人 税 等	○,○○○,○○○
前 払 費 用	○,○○○,○○○	預 り 金	○,○○○,○○○
【 固定資産】	○,○○○,○○○	【 固定負債】	○,○○○,○○○
付 属 設 備	【○,○○○,○○○】	長 期 借 入 金	○,○○○,○○○
工 具 器 具 備 品	○,○○○,○○○	負 債 の 部 合 計	○○,○○○,○○○
【投資その他の資産】	○,○○○,○○○	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	【○,○○○,○○○】	【 株 主 資 本】	○,○○○,○○○
	○,○○○,○○○	資 本 金	○,○○○,○○○
		利 益 剰 余 金	○,○○○,○○○
		そ の 他 利 益 剰 余 金	○,○○○,○○○
		繰 越 利 益 剰 余 金	○,○○○,○○○
資産の部合計	○○,○○○,○○○	負債及び純資産合計	○○,○○○,○○○

・損益計算書の例

損 益 計 算 書			
自 ○年○月○日			
至 ○年○月○日			
○○○株式会社			(単位：円)
科 目	金 額		
【売上高】			
売 上 高	○○,○○○,○○○		○○,○○○,○○○
【売上原価】			
仕 入 高	○,○○○,○○○		
合 計	○,○○○,○○○		
期 末 棚 卸 高	○,○○○,○○○		
売 上 総 利 益	○,○○○,○○○		○○,○○○,○○○
【販売費及び一般管理費】			
販売費及び一般管理費合計			○,○○○,○○○
営 業 利 益 額			○,○○○,○○○
【営業外収益】			
受 取 利 息	○○○		○○○
【営業外費用】			
支 払 利 息	○○○,○○○		
雜 損 失	○○		○○○,○○○
営 業 外 費 用 合 計			○○○,○○○
經 常 利 益 金 額			○○○,○○○
税 引 前 当 期 利 益 金 額			○○○,○○○
法 人 税 、住 民 税 及 び 事 業 税			○○,○○○
当 期 純 利 益 金 額			○○○,○○○

- ・販売費及び一般管理費内訳表の例（※損益計算書に内訳の記載がある場合は不要）

販売費及び一般管理費内訳書		
		自 ○年○月○日
		至 ○年○月○日
○○○株式会社		(単位：円)
科 目		金 額
役員給与		○,○○○,○○○
給料手当		○,○○○,○○○
福利費		○○○,○○○
福利厚生費		○○○,○○○
法外注費		○,○○○,○○○
広告宣伝費		○,○○○,○○○
接待交際費		○○○,○○○
旅費交通費		○○○,○○○
通信費		○○,○○○
水道光熱費		○○,○○○
支払手数料		○○○,○○○
地代家賃料		○○○,○○○
保険料		○○○,○○○
税公課		○○○,○○○
支払報酬		○○○,○○○
雜費		○○,○○○
販売費及び一般管理費合計		○,○○○,○○○

- ・株主資本等変動計算書の例

株主資本等変動計算書		
		自 ○年○月○日
		至 ○年○月○日
○○○株式会社		(単位：円)
株主資本		
資本金	当期首残高	○,○○○,○○○
	当期変動額	○
	当期末残高	○,○○○,○○○
利益剰余金		
その他利益剰余金	当期首残高	○,○○○,○○○
繰越利益剰余金	当期変動額	○,○○○,○○○
	当期末残高	○,○○○,○○○
利益剰余金合計		
	当期首残高	○,○○○,○○○
	当期変動額	○,○○○,○○○
	当期末残高	○,○○○,○○○
株主資本合計		
	当期首残高	○,○○○,○○○
	当期変動額	○,○○○,○○○
	当期末残高	○,○○○,○○○
純資産延合計		
	当期首残高	○,○○○,○○○
	当期変動額	○,○○○,○○○
	当期末残高	○,○○○,○○○

・個別注記表の例

<u>個別注記表</u>
自 ○年○月○日 至 ○年○月○日
1. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ② ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 2. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ② ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

・科目内訳書の例

①

預貯金等の内訳書				
金融機関名	種 知	口座番号	期末現在高	摘要
/			百百千百百	
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

・法人事業概況説明書（表）の例

法人事業概況説明書										F B 1 0 0 6
法 人 名 称	屋号()		事 業 年 度	自 至	整理番号	□□□□□□□□□□				
					□□	年	□□	用	□□	用
法 人 内 容	電話() -		自社ホームページの有無	□有 □無	(自社ホームページアドレス)					
1 事 業 内 容	()業 店		支 店 数	支 店 数	(2)	内 国 内 子 会 社 の 数				
	支 店 数		支 店 数	支 店 数	(1)	外 海 外 子 会 社 の 数				
	新規開拓1		新規開拓	新規開拓	(2)	外 海 外 子 会 社 の 数				
	新規開拓2		新規開拓	新規開拓	(3)	外 海 外 子 会 社 の 数				
	(1)取 引種類		輸入 輸出 輸出	輸入 輸出 輸出	(4)	取引金額(百万円)				
	輸入		輸入	輸入	(5)	有 無 千葉県 東京都 神奈川県 埼玉県 群馬県 栃木県 茨城県 福島県 新潟県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 沖縄県 その他()				
	輸出		輸出	輸出	(6)	有 無 千葉県 東京都 神奈川県 埼玉県 群馬県 栃木県 茨城県 福島県 新潟県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 沖縄県 その他()				
	計		計	計	(7)	有 無 千葉県 東京都 神奈川県 埼玉県 群馬県 栃木県 茨城県 福島県 新潟県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 沖縄県 その他()				
	5 期 末 従 事 員 等 の 状 況		常勤従員 の用 途 の状況	常勤従員 の用 途 の状況	(8)	区分 現金 通帳				
	6 期 末 従 事 員 等 の 状 況		PC の用 途 の状況	PC の用 途 の状況	(9)	区分 現金 通帳				
7 期 末 従 事 員 等 の 状 況		会計ソフトの利用等 の状況	会計ソフトの利用等 の状況	(10)	区分 現金 通帳					
8 經 理 の 状 況		会計ソフト名 の状況	会計ソフト名 の状況	(11)	区分 現金 通帳					
9 役 員 又 は 株 主 の 異 動 の 有 無		メールソフト名 の状況	メールソフト名 の状況	(12)	区分 現金 通帳					
10 税 引 前 当 期 損 益		データの保存先 の状況	データの保存先 の状況	(13)	区分 現金 通帳					
11 税 引 前 當 期 損 益		電子商取引 の状況	電子商取引 の状況	(14)	区分 現金 通帳					
12 事 業 形 態		決済方法 の有無	決済方法 の有無	(15)	区分 現金 通帳					
13 主 な 設 備 等 の 状 況		支社・営業所の有無	支社・営業所の有無	(16)	区分 現金 通帳					
14 法 律 規 定 の 状 況		売上 金額	売上 金額	(17)	区分 現金 通帳					
15 帳 簿 類 の 備 付 状 況		現金売上 金額	現金売上 金額	(18)	区分 現金 通帳					
16 稅 理 士 の 開 與 狀 況		%	%	(19)	区分 現金 通帳					
17 加 入 組 合 等 の 狀 況		掛 現 金 額	掛 現 金 額	(20)	区分 現金 通帳					
18 月 別		現金売上 金額	現金売上 金額	(21)	区分 現金 通帳					
19 月		千円	千円	(22)	区分 現金 通帳					
20 月		千円	千円	(23)	区分 現金 通帳					

・法人事業概況説明書（裏）の例

(兼業種目)		(兼業割合) %		13 主 な 設 備 等 の 状 況							
12 事 業 内 容 形 態	(1) 兼業の状況	(2) 事業内容の特異性	(3) 売上区分		現金売上	%	掛 現 金 額	%			
14 法 律 規 定 の 状 況	売上	締切日			決済日					16 稅 理 士 の 開 與 狀 況	
	仕入	締切日			決済日					(1) 氏名	
	外注費	締切日			決済日					(2) 職務記述	
	給料	締切日			支給日					(3) 電話番号	
15 帳 簿 類 の 備 付 状 況	帳簿書類の名称									(4) 関与状況	
										(5) 申告書の持込	
										(6) 調査立会	
										(7) 税務相談	
										(8) 決算書の持込	
16 稅 理 士 の 開 與 狀 況										(9) 伝票の整理	
										(10) 補助簿の記載	
										(11) 計勘定元帳の記載	
										(12) 源泉徴収関係事務	
17 加 入 組 合 等 の 狀 況										(13) (役職名)	
										(14) (役職名)	
										(15) 営業時間 開店 時 閉店 時	
										(16) 定休日 毎週(毎月) 曜日(日)	
18 月 別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費		人件費		源泉徴収税額		19 從 事 員 數
	月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

才 税務署へ提出した確定申告書（個人事業者の例）

・確定申告書第一表の例

税務署長
年月日 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B

住 所 <small>又は出張所の名称</small>	※個人番号は複写されません リガナ			
※税務署の受付印又は電子申告済の旨の記載があること				
この用紙は控用です。				
平成11年1月1日	生年月日	職業	貢献度	登録番号
(単位は円) 極類 色 分類				
収入金額等	事業業等	(7)		
	農業	(1)		
	不動産	(2)		
	利子	(3)		
	配当	(4)		
	給与	(5)		
	公的年金等	(6)		
	その他の	(7)		
	短期	(8)		
	長期	(9)		
一時				
所得金額	事業業等	(1)		
	農業	(2)		
	不動産	(3)		
	利子	(4)		
	配当	(5)		
	給与	(6)		
	公的年金等	(7)		
	合計	(8)		
	合計	(9)		

税金の計算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>課税される所得全額</td> <td>(26)</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>(26)(27)又は第三表の値</td> <td>(27)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当控除</td> <td>(28)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>(29)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(特定期改修等) 住民税控除</td> <td>(30)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>政党等寄附金等特別控除</td> <td>(31)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料等特別控除</td> <td>(32)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払医療費控除</td> <td>(33)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡税控除</td> <td>(34)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害減免額</td> <td>(35)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>贈与税控除額(第(26)-(29))</td> <td>(36)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復興特別所得税額(40×2.1%)</td> <td>(41)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税及び復興特別所得税の控除額(42)</td> <td>(42)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国税額控除</td> <td>(43)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</td> <td>(44)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税及び復興特別所得税の扶養控除額</td> <td>(45)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税及び復興特別所得税の扶養控除額(46)</td> <td>(46)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税及び復興特別所得税の扶養控除額(第(26)-(29))</td> <td>(47)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>支払された金額</td> <td>(48)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得額</td> <td>(49)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専従者給与(被扶養者の合計額)</td> <td>(50)</td> <td></td> </tr> </table>	課税される所得全額	(26)	1000	(26)(27)又は第三表の値	(27)		配当控除	(28)		扶養控除	(29)		(特定期改修等) 住民税控除	(30)	100	政党等寄附金等特別控除	(31)		社会保険料等特別控除	(32)		支払医療費控除	(33)		死亡税控除	(34)		災害減免額	(35)		贈与税控除額(第(26)-(29))	(36)		復興特別所得税額(40×2.1%)	(41)		所得税及び復興特別所得税の控除額(42)	(42)		外国税額控除	(43)		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	(44)		所得税及び復興特別所得税の扶養控除額	(45)		所得税及び復興特別所得税の扶養控除額(46)	(46)		所得税及び復興特別所得税の扶養控除額(第(26)-(29))	(47)	100	支払された金額	(48)	△	配偶者の合計所得額	(49)		専従者給与(被扶養者の合計額)	(50)	
課税される所得全額	(26)	1000																																																														
(26)(27)又は第三表の値	(27)																																																															
配当控除	(28)																																																															
扶養控除	(29)																																																															
(特定期改修等) 住民税控除	(30)	100																																																														
政党等寄附金等特別控除	(31)																																																															
社会保険料等特別控除	(32)																																																															
支払医療費控除	(33)																																																															
死亡税控除	(34)																																																															
災害減免額	(35)																																																															
贈与税控除額(第(26)-(29))	(36)																																																															
復興特別所得税額(40×2.1%)	(41)																																																															
所得税及び復興特別所得税の控除額(42)	(42)																																																															
外国税額控除	(43)																																																															
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	(44)																																																															
所得税及び復興特別所得税の扶養控除額	(45)																																																															
所得税及び復興特別所得税の扶養控除額(46)	(46)																																																															
所得税及び復興特別所得税の扶養控除額(第(26)-(29))	(47)	100																																																														
支払された金額	(48)	△																																																														
配偶者の合計所得額	(49)																																																															
専従者給与(被扶養者の合計額)	(50)																																																															

・確定申告書第二表の例

年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住 所 <small>氏名</small>	この用紙は控用です。			
この用紙は控用です。				
この用紙は控用です。				
(1) 所得から差し引かれる金額に関する事項				
(2) 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)				
(3) 累計所得(公的年金等以外)、場合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項				

(1) 所得から差し引かれる金額に関する事項				
(2) 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)				
(3) 累計所得(公的年金等以外)、場合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項				

・青色申告決算書の例

□ 年分所得税青色申告決算書(一般用)												
住 所			フリガナ 氏 名			⑩ 依 頼 税 理 士 等			事務所 所在地			
事業所 所住地			電 話 番 号 (自宅) (事業所)						役 名 (名称)			
業種名			屋 号		加 入 休 名				電 話 番 号			
年月日 損益計算書(自□□月□□日至□□月□□日)												
控 用 ○申告には、必ず 提出用 を 使 つ て く だ い。	科 目			金 额 (円)			科 目			金 额 (円)		
	売上(収入)金額 (雑収入を含む)			①			消耗品費			⑦		
	貿易商品(貿易 種別)			②			減価償却費			⑧		
	仕入金額(貿易 種別)			③			福利厚生費			⑨		
	小計(②+③)			④			給料賞金			⑩		
	製木商品(貿易 種別)			⑤			外注工賃			⑪		
	差引原価(④-⑤)			⑥			利子割引料			⑫		
	差引金額 (①-⑥)			⑦			地代家賃			⑬		
	租税公課			⑧			貸倒金			⑭		
	荷造運賃			⑨			⑯			⑮		
	水道光熱費			⑩			⑰			⑯		
	旅費交通費			⑪			⑲			⑰		
通信費			⑫			⑳			⑱			
広告宣伝費			⑬			⑳			⑲			
接待交際費			⑭			⑳			⑲			
損害保険料			⑮			⑳			⑲			
修理費			⑯			⑳			⑲			
その他			⑰			⑳			⑲			
計			⑳			⑳			⑲			
その他			⑰			⑳			⑲			
計			⑳			⑳			⑲			
差引金額 (⑦-⑰)			⑳			⑳			⑲			
●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。												

□ 年分												
氏名												
控 用 ○月別売上(収入)金額及び仕入金額	月			売上(収入)金額			仕入金額			支給額		
	1			円			円			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額		
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
12												
家事 消費等			□□□□□			□□□□□			支給額			
収入			□□□□□			□□□□□			合計			
計			□□□□□			□□□□□			合計			
●月別売上(収入)金額及び仕入金額(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)												
●貸倒引当金繕入額の計算(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)												
●青色申告特別控除額の計算(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)												
金額												
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額) ⑥ (赤字のときは0) 円												
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「収益計算書」の収益の合算を書いてください) ⑦ (赤字のときは0) 円												
前年分の青色申告特別控除額(1ページの「収益計算書」の収益の合算を書いてください) ⑧ (赤字のときは0) 円												
青色申告特別控除を受けける場合 85万円と⑥のいずれか少ない方の金額(青色申告特別控除額です) ⑨ (赤字のときは0) 円												
上記以外の場合は 10万円と⑥のいずれか少ない方の金額(青色申告特別控除額です) ⑩ (赤字のときは0) 円												
(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)債務以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。												

○減価償却費の計算															
減価償却資産の名称等 (備考欄を含む)	固有又は 数量	取得年月	④ 取得価額 (償却保証額)	⑤ 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	⑥ 償却年数 又は 改定割合	⑦ 本年中 の償却 期間	⑧ 本年分の 普通償却費 (⑤×⑥×⑦)	⑨ 割増(特別) 償却費	⑩ 本年分の 償却費合計 (⑧+⑨)	⑪ 事業専用割合 (⑩×⑫)	⑫ 本年分の必要 経費算入額 (⑪×⑬)	⑬ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年 月 ・ ()	円	円		年	月 12		円	円	円	%	円	円	
		・ ()					12								
		・ ()					12								
		・ ()					12								
		・ ()					12								
		・ ()					12								
		・ ()					12								
		・ ()					12								
		・ ()					12								
		・ ()					12								
		計					12								

(注) 19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ右欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	赤字: 利子割引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	赤字: 報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所持税及び復興特別料金等の振替収支額
	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		円	円
	換算		
	貢		
	換算		
	貢		

○本年中における特殊事情

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使つてください。

貸 借 対 照 表 (資産負債調)						製造原価の計算					
						(年月日現在)					
資 产 の 部			负 借 ・ 资 本 の 部			科 目			金 额		
●65万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。 それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	原 材	期首原材料標高	①	円	
	現 金		円	支 払 平 形		円	原 材 料 仕 入 高	②			
	当 座 預 金			買 持 金			小 計 (①+②)	③			
	定 期 預 金			借 入 金			期末原材料標高	④			
	そ の 他 の 預 金			末 払 金			差引原材料費 (③-④)	⑤			
	受 取 手 形			前 受 金			勞 務 費	⑥			
	売 持 金			預 り 金			外 注 工 費	⑦			
	有 価 純 資 産			貸 借 引 当 金			電 力 費	⑧			
	権 利 資 産						水 道 光 熱 費	⑨			
	前 払 金						核 算 費	⑩			
貸 付 金						減 価 傷 却 費	⑪				
建 物						⑫					
建 物 附 屬 設 備						⑬					
機 械 装 置						⑭					
車両運搬具						⑮					
工具器具備品						⑯					
土 地						⑰					
						⑱					
						⑲					
						⑳					
						総 製 造 費 (⑪+⑫+⑬)	㉑				
						期首半製品・仕掛品標高	㉒				
						小 計 (㉑+㉒)	㉓				
						期末半製品・仕掛品標高	㉔				
						製品製造原価 (㉓-㉔)	㉕				
事 業 主 貸											
合 计											

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) ⑬欄の金額は、1ページの「損益計算書」の赤欄に移記してください。

卷末2 採択後に提出する書類サンプル

ア 注文書及び注文請書

- ・発信者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと
- ※電話等の口頭、及び電子メールによるものは不可

〇〇年〇〇月〇〇日
注文書番号: 〇〇〇

注 文 書

〇〇〇〇弁理士事務所 御中

・受信者名が明記されていること

・助成事業者の名義で発信者
名が明記されていること
・押印があること

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区〇〇町●一■
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
TEL: 03-××××-△△△△

印

摘要	
商標: 〇〇〇〇	
区分: 第〇類	
出願国: 【国際出願】〇〇、【直接出願】〇〇	
出願人: 株式会社〇〇〇〇	
上記商標にかかる先行商標調査	
上記商標にかかる出願手続(翻訳含む)	

備考	
履行完了を確認した後、振込により代金を支払うものとする。	
助成対象外の内容は本注文書に含みません。	
履行完了を確認するために提出を求める書類:	
・先行商標調査報告書	
・相手国所管庁へ提出した願書(翻訳文)等の出願書類一式	
・代理人等からの完了報告(貴所及び現地)	
・相手国所管庁発行の受領書(出願に関するもの)	
※受領書は、出願人及び出願番号が明記されたもの	
・現地代理人等からの請求書	
※請求書は、請求日、請求内容(仕様・単価・数量等)、請求金額、支払方法(振込先等)、 為替レート等が明記されたもの	
・その他出願に関する書類	

- ・商標・区分・出願国・出願人（助成事業者が含まれていること）・内容等が明記されていること
 - ・「助成対象外の内容は当該書類に含まない」旨が注記されていること
 - ・履行完了を確認するために提出を求める書類が注記されていること
- ※履行完了を確認するために提出を求める書類は実績報告時に必要となるため、発注時に必ずご確認ください。
- ※注文書を1枚にまとめなくても可

- ・発信者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと
- ※電話等の口頭、及び電子メールによるものは不可

○○年○○月○○日
請書番号:○○○

注文請書

・助成事業者の名義で受信者名が明記されていること

株式会社○○○○ 御中

・発信者名が明記されていること
・押印があること

〒○○○-○○○○
東京都千代田区○○町●-■
○○○弁理士事務所
所長 ○○○○
TEL: 03-××××-△△△△

印

摘要
商標:○○○○
区分:第○類
出願国:【国際出願】○○、【直接出願】○○
出願人:株式会社○○○○
上記商標にかかる先行商標調査
上記商標にかかる出願手続(翻訳含む)

備考

振込により代金をお支払ください。
 助成対象外の内容は本注文請書に含みません。
 履行を完了した際に提出する書類:
 ・先行商標調査報告書
 ・相手国所管庁へ提出した願書(翻訳文)等の出願書類一式
 ・代理人等からの完了報告(当所及び現地)
 ・相手国所管庁発行の受領書(出願に関するもの)
 ※受領書は、出願人及び出願番号が明記されたもの
 ・現地代理人等からの請求書
 ※請求書は、請求日、請求内容(仕様・単価・数量等)、請求金額、支払方法(振込先等)、為替レート等が明記されたもの
 ・その他出願に関する書類

- ・商標・区分・出願国・出願人（助成事業者が含まれていること）・内容等が明記されていること
 - ・注文書と内容が整合していること
 - ・「助成対象外の内容は当該書類に含まない」旨が注記されていること
 - ・履行完了を確認するために提出する書類が注記されていること
- ※履行完了を確認するために提出する書類は実績報告時に必要となるため、請書受領時にも必ずご確認ください。
- ※注文請書を1枚にまとめなくても可
- ※代理人の受領印が押された注文書で代用することも可

イ 請求書

- ・発信者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと

- ・助成事業者の名義で受信者名が
明記されていること

〇〇年〇〇月〇〇日
請求書番号:〇〇〇

- ・日付が明記されていること

御 請 求 書

株式会社〇〇〇〇 御中

商標:〇〇〇〇

区分:第〇類

出願国:【国際出願】〇〇、【直接出願】〇〇

出願人:株式会社〇〇〇〇

- ・商標・区分・出願国・出願人（助成事業者が含まれていることが明記されていること）

金額 ￥370,685

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区〇〇町●一■
〇〇〇弁理士事務所
所長 〇〇〇〇
TEL: 03-××××-△△△△△

印

- ・発信者名が明記されていること
・押印があること

摘要	数量	単価(税抜)	金額
当所先行商標調査手数料	2	10,000	20,000
当所出願手数料(翻訳料含む)	1	100,000	100,000
当所出願手数料(国追加分)(翻訳料含む)	1	30,000	30,000
現地代理人費用(USD〇〇〇.〇〇)	1	80,000	80,000
WIPO印紙代(CHFO〇〇〇)	1	135,000	135,000
海外送金振込手数料	2	3,000	6,000
小計(A)			371,000
消費税(B)			15,000
源泉税(C)			15,315
請求額(A+B-C)			370,685

備考

〇/〇レート:1USD=〇〇〇.〇〇円

〇/〇レート:1CHF=〇〇〇.〇〇円

件名は下記へご記入ください

- ・内容・数量・単価・金額・為替レート等が明記されていること(翻訳料を含む場合はその旨も明記すること)
・現地代理人からの請求額と整合する請求額が明記されたこと（現地代理人が外貨で請求している場合は外貨額も明記されたこと）
・上記の外貨額×為替レートの円換算額と請求書に記載されている円換算額が整合していること
・消費税が明記されていること

※弁理士事務所が特許業務法人や会社ではない場合、源泉徴収税が明記されていること